

公益財団法人那須塩原市文化振興公社役員の勤務、報酬及び費用弁償に関する規程

平成25年4月1日

規程第11号

改正 平成27年4月1日 規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人那須塩原市文化振興公社（以下「公社」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員の勤務、報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の服務等)

第2条 役員（常務理事を除く。）は、非常勤とする。

2 常務理事の勤務時間、休暇、出張などの服務については、この規程その他の規程に定めがない限り、公社職員就業規則（平成27年規則第4号）の例による。ただし、常務理事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する者であるときは、この限りではない。

(報酬等)

第3条 理事に対して、各年度の総額が350万円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

2 監事に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

(非常勤理事の報酬)

第4条 役員（常務理事を除く。）が評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したとき、1日につき別表の報酬（日額）欄の金額を支給する。ただし、役員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する者であるときは、この限りではない。

(常務理事の報酬等)

第5条 常務理事に報酬を支給する。その額は、月額180,000円とする。ただし、常務理事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する者であるときは、この限りではない。

2 第1項の報酬の支給については、公社職員の給与に関する規程（平成27年規程第13号）の例による。ただし、通勤手当を除く手当は支給しない。

(費用弁償)

第6条 役員が公社の用務のために出張したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法に関しては、公社職員の旅費に関する規程（平成27年規程第14号）に基づいて支給することとする。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則（平成25年4月1日規程第11号）

この規程は、一般財団法人那須塩原市施設振興公社の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規程第11号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 （第4条関係）

役 職	報酬(日額)
理事	7,400円
監事（公認会計士・税理士）	10,000円
監事（公認会計士・税理士以外）	7,400円